

岩手県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会運営規則（昭和29年岩手県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
第9条 委員長は、 <u>次</u> の場合においては第2条の規定にかゝわ らず委員の権限を行うことができる。 (1)・(2) [略] 2 [略]										第9条 委員長は、 <u>次に掲げる</u> 場合においては、第2条の規定 にかかわらず、 <u>委員会</u> の権限を行うことができる。 (1)・(2) [略] 2 [略]									
別表（第21条関係）										別表（第21条関係）									
公 印							保管 課署	備 考	公 印							保管 課署	備 考		
項 目	番 号	印 刻 文 字	文 字 の 配 列	印 材	大 小 (mm)	項 目			番 号	印 刻 文 字	文 字 の 配 列	印 材	大 小 (mm)						
[略]										[略]									
警察 署（ イ）	公安 委員 会（ ウ）	[略]							水沢 警察 署	[略]	奥州 警察 署	[略]							
		19	[略]					20					[略]						
		20	[略]					21					[略]						
		21	[略]					22					岩手 県公 安委 員会 印	縦	つ げ	方 30	江刺 警察 署	[略]	
		22	岩手 県公 安委 員会 印	横	つ げ	縦 7 横 10	江刺 警察 署	3個											
23	岩手 県公 安委 員会 印	横	砲 金	短径22 長径30	江刺 警察 署	写真割印 用浮出プ													
24	岩手 県公	横	砲 金	短径22 長径30	江刺 警察 署	写真割印 用浮出プ													

	安委 員会		署	レス			
<u>25</u>	[略]				<u>22</u>	[略]	
<u>26</u>	[略]				<u>23</u>	[略]	
<u>27</u>	[略]				<u>24</u>	[略]	
<u>28</u>	[略]				<u>25</u>	[略]	
<u>29</u>	[略]				<u>26</u>	[略]	
<u>30</u>	[略]				<u>27</u>	[略]	
<u>31</u>	[略]				<u>28</u>	[略]	
<u>32</u>	[略]				<u>29</u>	[略]	
<u>33</u>	[略]				<u>30</u>	[略]	
<u>34</u>	[略]				<u>31</u>	[略]	
<u>35</u>	[略]				<u>32</u>	[略]	
<u>36</u>	[略]				<u>33</u>	[略]	
<u>37</u>	[略]				<u>34</u>	[略]	
<u>38</u>	[略]				<u>35</u>	[略]	
<u>39</u>	[略]				<u>36</u>	[略]	
<u>40</u>	[略]				<u>37</u>	[略]	
<u>41</u>	[略]				<u>38</u>	[略]	
<u>42</u>	[略]				<u>39</u>	[略]	
<u>43</u>	[略]				<u>40</u>	[略]	
<u>44</u>	[略]				<u>41</u>	[略]	
<u>45</u>	[略]				<u>42</u>	[略]	
<u>46</u>	[略]				<u>43</u>	[略]	
<u>47</u>	[略]				<u>44</u>	[略]	
<u>48</u>	[略]				<u>45</u>	[略]	
<u>49</u>	[略]				<u>46</u>	[略]	
<u>50</u>	[略]				<u>47</u>	[略]	
<u>51</u>	[略]				<u>48</u>	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。